

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー 平成30年度 通常総会 資料



日時：平成30年5月20日（日）

場所：県南生涯学習センター小講座室2（土浦駅前）

次 第

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選任
4. 定数確認（出席 名，委任 名，計 名）
5. 議事録作成人指名・署名人選任
6. 審議事項
 - 1) 平成 29 年度事業報告
 - 2) 平成 29 年度会計報告
 - 3) 会計監査報告
質疑および承認
 - 4) 平成 30 年度事業計画（案）
 - 5) 平成 30 年度収支予算（案）
 - 6) 役員改選（案）
質疑および承認
7. その他
8. 閉会

平成29年度 事業報告

活動の概況

茨城県での世界湖沼会議の開催が迫り、その準備と、これまでの活動を見つめる1年になりました。5月21日は保母武彦氏を招いて世界湖沼会議と水郷水都全国会議についてご講演いただき、これまでの市民活動の歩みを振り返りました。小学生対象の生き物アカデミーにおいては、カヌー体験や葦船作りなど、霞ヶ浦に親しむ内容を多く取り入れました。

社会ではシラスウナギの不漁が報道されております。ウナギのその減少原因に関する仮説を設定し、検証の作業を進め論文を作成しています。

特定非営利活動に係る事業

1 生き物アカデミー講座開催 年14回実施

小中学生を中心に生徒を募集し、霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行いました。特に、湖岸の自然の再生について観察会や討論、提案等を行いました。

4月16日「フナ産卵場を調べる」講師：中村誠、浜田篤信

5月21日「コイの飼料工場見学」講師：櫻井健二

6月18日「水辺の生き物を観察」講師：中村誠、浜田篤信

7月16日「夏の魚類を調査する」講師：中村誠、浜田篤信

7月24日「遠州池を調べる」(小美玉市)講師：浜田篤信、菊地章雄

8月7日「遠州池を調べる2」(小美玉市)講師：浜田篤信、菊地章雄

8月20日「カヌー体験」講師：森保文

9月17日「霞ヶ浦の漁業を体験する」講師：額賀勝男

10月15日「エビ・ハゼを捕まえよう」講師：中村誠

11月19日「霞ヶ浦の中心を観測する」講師：宮本博嘉

12月17日「アシ舟を造る①アシの刈り取り」講師：森保文、菊地章雄

1月21日「アシ舟を造る②パーツの組み立て」講師：森保文、菊地章雄

2月18日「アシ舟を造る③葦船に乗る」講師：森保文、菊地章雄

3月18日「プランクトンを調べる」講師：浜田篤信

2 霞ヶ浦定期連続講演会

平成20年11月以来64回にわたって毎月一回開催してきた講座でしたが、平成26年9月の70回で一時中断しました。それより不定期になりましたが、年に複数回の講演会、シンポジウムを開催しており、本年度は世界湖沼会議についての講演会を行いました。

5月21日「世界湖沼会議と水環境を守る市民運動」

基調講演「世界湖沼会議と水郷水都全国会議」

保母武彦氏（島根大学名誉教授）

報告1「茨城県から第17回世界湖沼会議開催にむけての報告」

鈴木紀一氏（世界湖沼会議準備室長）

報告2「NPO法人霞ヶ浦アカデミーの報告」

荒井 一美 理事長

3 調査研究事業

(1) 自然の研究

・ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種IB類に指定された本種について、その減少原因に関する仮説を設定し、検証の作業を進め論文を作成、日本陸水学会誌に投稿しました。

(2) 定例調査

霞ヶ浦魚類調査および水質調査を継続実施しました。

4 日越漁村農村交流会

(1) 日越漁村農村交流会 春

4月29日-30日の1泊2日で実施し、参加者はベトナム人18人。玉造ロータリークラブの協賛の下で実施した。初日は田植え（緑と風の農園）、カヌー（北浦艇庫）を行い、ベトナム料理の夕食で交流した。翌日は漁船に乗り霞ヶ浦の漁業を体験し、ほうれん草の収穫体験、タカノフーズの工場見学をして日本の文化を紹介した。

(2) 日越漁村農村交流会 秋

10月14日-15日の1泊2日で実施しました。世界湖沼会議気運醸成事業の助成事業として実施しました。日本ではまだ生産農家が少ないパクチーの収穫、播種作業を体験しました。温暖なベトナムと栽培方法の違いを見ることができました。夜はベトナム料理で交流会をし、2日目は漁業体験をし、カヌーを体験し文化交流としました。

5 帆引き船を守る集い

8月6日に行方市開発公社主催の企画の講師を引き受けた。帆引き船についての講和（担当木村陽一）、カヌー体験（担当森保文）を市内の小中学生対象に実施した。

8 広報事業

(1) 会報の発行

海夫通信 26, 27, 28, 29号を発行しました。

(2) ホームページの構築

大野真由美理事がワードプレスを使用し再構築を進めている。

(3) ブログ・フェイスブックの更新

ブログ「海夫通信.com」、フェイスブックの更新を定期的に行っています。フェイスブックのフォロワーは204名（前年比+37名）、記事ごとのアクセス数は30～3950です。

9 理事会・総会

(1) 総会 平成29年5月21日 13:00～13:30

開催場所：茨城県南生涯学習センター中講座室 出席者14名、表決委任14名 事業報告・会計報告、事業計画・予算および定款変更について質疑・承認

(2) 理事会および協議会

第1回 4月16日13時～15時

開催場所：A-1 建築事務所

出席者氏名（5名）：荒井、額賀、木村、森、菊地

内容：助成金、H29年度総会、日越交流会など

第2回 6月18日13時～14時

開催場所：A-1 建築事務所

出席者氏名（4名）：荒井、額賀、森、菊地、浜田（監事）

内容：カヤック購入、帆引き船の集いなど

第3回 7月16日13時～14時

開催場所：トムソーヤ

出席者氏名（4名）：荒井、木村、額賀、菊地

内容：帆引き船の集い、記念誌など

第4回 8月20日13時～15時

開催場所：A-1 建築事務所

出席者氏名（4名）：荒井、額賀、森、菊地、浜田（監事）

内容：カヤック、世界湖沼会議についてなど

第5回 9月17日13時～15時

開催場所：A-1 建築事務所

出席者氏名（4名）：荒井、額賀、森、菊地

内容：広報、カヌー運搬、水郷水都など

第6回 10月15日13時～15時

開催場所：トムソーヤ

出席者氏名(3名)：荒井、大野、菊地、浜田（監事）

内容：水郷水都、記念誌など

第7回 11月19日13時～15時

開催場所：トムソーヤ

出席者氏名(3名)：荒井、森、菊地、浜田（監事）

内容：生き物アカデミー、世界湖沼会議など

第8回 12月17日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

出席者氏名(5名)：荒井、額賀、森、大野、菊地

内容：助成金、水郷水都、世界湖沼会議など

第9回 1月21日 14時~16時

場所：コメダコーヒー土浦真鍋店

出席(4名)：荒井、額賀、原田、菊地、浜田(監事)

内容：世界湖沼会議など

第10回 2月18日 14時~16時

開催場所：ロイヤルホスト土浦店

出席者氏名(5名)：荒井、大野、原田、森、菊地、浜田(監事)

内容：漁師要請講座、世界湖沼会議など

第11回 4月1日 13時~17時 ※3月理事会

開催場所：霞ヶ浦環境科学センター会議室

出席者氏名(4名)：荒井、額賀、原田、菊地、濱田(監事)、北見(会員)

内容：次年度計画、記念誌、世界湖沼会議など

平成29年度 決算書

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減
前年度繰越金	229,577	229,577	0
入会金・会費	50,000	31,000	△ 19,000
事業費	50,000	77,700	27,700
寄付金	200,000	330,000	130,000
助成金	800,000	717,336	△ 82,664
その他事業から	10,000	0	△ 10,000
雑収	423	0	△ 423
合計	1,340,000	1,385,613	45,613

支出の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減
(事業費)	750,000	626,793	△ 123,207
会議費	100,000	130,849	30,849
報償費	300,000	276,460	△ 23,540
消耗品費	50,000	172,974	122,974
印刷費	300,000	16,510	△ 283,490
保険料	0	30,000	30,000
(管理費)	590,000	291,503	△ 298,497
旅費	210,000	210,854	854
事務費	30,000	26,254	△ 3,746
通信運搬費	50,000	54,395	4,395
会費等	50,000	0	△ 50,000
予備費	250,000		△ 250,000
合計	1,340,000	918,296	△ 421,704

繰越金	583,302
現金	119,098
預金	436,203
郵便	37,586
未払金	△ 9,585

その他事業

収入の部

費目	予算額（円）	決算額（円）	増減（円）
事業費	500,000	0	
合計	500,000	0	

支出の部

費目	予算額（円）	決算額（円）	増減（円）
事業費	400,000	0	
非営利活動繰入	50,000	0	
次年度繰越金	50,000	0	
合計	500,000	0	

以上、報告します。

平成30年5月20日
NPO法人霞ヶ浦アカデミー
理事長 荒井 一美

平成29年度 監査報告

平成29年度における会計書類、帳簿、証拠書類及び現金、預金を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

平成 30年 4月 30日

監事

若波 領雄



監事

滝田 篤信



平成 30 年度事業計画 (案)

1 基本方針

NPO 法人霞ヶ浦アカデミーは 2008 年 10 月に設立し、10 周年を迎えます。これまでの活動を振り返り、未来への活動を創っていく大切な 1 年と位置づけます。私たちはどのような社会を目指し、そのために何をしていくべきなのか改めて議論し、形作っていきます。

本年は茨城県で世界湖沼会議が開催されます。これまでの活動をまとめ、報告するよう努めます。

2 理事会等の運営

毎月第 3 日曜日の午後に定期的に理事会を開催します。

これからの市民活動はどのような形か考え、議論し、行動していくつもりです。運営はできる限りオープンにし、オブザーバーの参加を歓迎します。

3 特定非営利活動に係る事業

1 設立 10 周年の冊子の発行

NPO 法人霞ヶ浦アカデミーは設立 10 周年を向かえます。今年度はその記念誌の編纂をおこない、これまでの活動を振り返ります。

2 生き物アカデミー講座開催 年 12 回実施

霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行います。特に、湖岸の自然の再生について観察会や討論、提案等を行います。葦原の手入れ、定期観察、葦船の作成を含む年間プログラムを作成します。(エコー茨城環境基金助成事業)

3 霞ヶ浦講座 年 4 回開催

平成 20 年 11 月以来 64 回にわたって毎月一回開催してきた講座を、霞ヶ浦の環境、生物、歴史、開発等に関係するテーマについて 4 回程度実施します。本年度は霞ヶ浦のこれからの漁業を考え、漁師養成講座の開催を目指します。

4 調査研究事業

(1) 霞ヶ浦放射能汚染調査

底泥や魚類の放射能調査、魚類への影響、放射能汚染の社会的影響について調査研究を行ってきた内容を世界湖沼会議の中で報告します。

(2) 社会の調査研究

霞ヶ浦沿岸の江戸時代の治水・利水の調査を継続します。

霞ヶ浦開発事業の環境影響評価事後調査を続けます。

(3) 自然の研究

A) ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種 I B 類に指定された本種について、すでに研究を初め、その成果は会報で取り上げました。本種の保全には霞ヶ浦の適正な管理が必要であることが明らかになりつつあるので、より精度の高い研究に取り組み、ウナギ復活のための提言を行います。

B) 魚類図鑑「霞ヶ浦の魚たち」の発行

これまで行方市玉造で実施してきた定置網による魚類調査の結果を踏まえ、いま霞ヶ浦にいる魚類を紹介できる魚図鑑の発行を目指します。

5 世界湖沼会議に向けて

世界湖沼会議の中で「ニホンウナギの資源研究」「霞ヶ浦における放射能調査研究」「霞ヶ浦アカデミーの総括」等を発表・報告を目指します。

6 日越漁村交流

経済成長とともに衰退した日本の漁村、農村の姿を見て、発展途上国ベトナムにおける持続可能な地方の在り方を考えてほしいと思い昨年度から開催しています。

7 水郷水都全国会議

(1) 久留米大会への参加

4月21日-22日に久留米大学で開催される第33回水郷水都全国会議 IN 朝倉・久留米に参加します。

(2) 霞ヶ浦大会の開催

世界湖沼会議にあわせて第34回水郷水都全国会議霞ヶ浦大会の運営に主体的に協力します。

8 トンボサミット湖沼大会

6月9日-10日にいこいの村湖沼で開催される第29回トンボサミット湖沼大会に協力します。

9 広報事業

海夫通信を4回発行します。ホームページは再構築します。ブログ、フェイスブックは定期更新し情報を発信します。

平成30年度予算(案)

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費目	前年度決算額(円)	予算額(円)	増減
前年度繰越金	229,577	583,302	353,725
入会金・会費	31,000	50,000	19,000
事業費	77,700	50,000	△27,700
寄付金	330,000	200,000	△130,000
助成金	717,336	500,000	△217,336
その他事業から	0	50,000	50,000
雑収	0	695	695
合計	1,385,613	1,433,997	48,384

支出の部

費目	前年度決算額(円)	予算額(円)	増減
(事業費)	626,793	1,000,000	373,207
会議費	130,849	100,000	△30,849
報償費	276,460	250,000	△26,460
消耗品費	172,974	100,000	△72,974
印刷費	16,510	500,000	483,490
保険料	30,000	50,000	20,000
(管理費)	291,503	433,997	142,494
旅費	210,854	100,000	△110,854
事務費	26,254	30,000	3,746
通信運搬費	54,395	50,000	△4,395
会費等	0	100,000	100,000
予備費	0	153,997	153,997
合計	918,296	1,433,997	515,701

その他事業

収入の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	500,000	500,000
合計	0	500,000	500,000

支出の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	400,000	400,000
非営利活動繰入	0	50,000	50,000
次年度繰越金	0	50,000	50,000
合計	0	500,000	500,000

役員改選（案）

役名	氏名
理事長	荒井一美
副理事長	額賀勝男
理事	原田 泰
理事	森 保文
理事	菊地章雄
理事	大野真由美
理事	柏村忠志
監事	濱田篤信
監事	岩波嶺雄
監事	木村陽一
事務局長	菊地章雄
会計	塚越松江

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県行方市浜370番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究を基に、人材育成に関する事業を行い、地域の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境教育による各種人材育成講座の開設及び管理運営事業
- (2) 霞ヶ浦を中心とした湖沼等水圏に関する調査研究および情報発信事業
- (3) 霞ヶ浦等の水圏に関するシンポジウム、講演会、協議会等の開催事業
- (4) 環境や生物に関係する博物館等の施設の管理運営の請負事業
- (5) 霞ヶ浦等の水環境保全を推進する事業

- (6) 漁業等地域の基幹産業を通じたまちづくりの支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 水質検査や調査研究等の請負事業
- (2) 書籍、図書の発行および販売事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総

会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者

がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると

ともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示版に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	荒井 一美
副理事長	木村 陽一
副理事長	野口 淳夫
副理事長	原田 泰
理事	尾崎 遼平
同	菊地 章雄
同	瀬川 正明
同	浜田 篤信
監事	岩波 嶺雄
同	宮内 徳二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 1,000円
- (2) 年会費 正会員 3,000円
賛助会員 10,000円（1口以上）